四　発行方法　日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行

五　発行額　額面金額で三百億円うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で十九億八千七百五万円、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で百九億二千八百五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で四十五億九千五百九十万円、同法第五条ノ二の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で百二十四億八千九百万円

六　払込金額　額面金額百円につき百円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成十九年三月二十日

十　募集の価格　額面金額百円につき百円六十六銭

十一　利率　年一・七パーセント

十二　初期利子　平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四　償還期限　平成二十九年三月二十日

十五　償還金額　額面金額百円につき百円

十六　元利金支払場所　日本銀行

十七　募集期間　平成十九年三月六日から平成十九年三月十四日まで

十八　払込期日　平成十九年三月二十日

○財務省・農林水産省告示第五号

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）附則第二十四項の規定に基づき、平成十三年四月二十七日財務省・農林水産省告示第二十六号（農林漁業金融公庫法附則第二十四項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月十九日

財務大臣　尾身　幸次
農林水産大臣　松岡　利勝

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年一分八厘五毛
六年を超え七年以下	年一分九厘
七年を超え八年以下	年二分
八年を超え十年以下	年二分一厘
十年を超え十二年以下	年二分二厘
十二年を超え十四年以下	年二分三厘
十四年を超え十七年以下	年二分四厘
十七年を超え二十五年以下	年二分四厘五毛

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年一分三厘
六年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分七厘五毛
十四年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分九厘

附　則

この告示の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百九十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二十九の規定に基づき、平成十五年四月二十五日農林水産省告示第七百二十号（アルゼンチン共和国産グレープフルーツ、バレンシア種のスウィートオレンジ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十九年三月十九日

農林水産大臣　松岡　利勝

五の㈠のア中「消毒する」を「消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となった後引き続き二十三日間、摂氏三・二度以下で消毒する」に改める。

○農林水産省告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十九年三月十九日

農林水産大臣　松岡　利勝

一　㈠　保安林の所在場所　長野県飯田市千代一七八一の一六二、一七八一の一六三、南信濃木沢五、下伊那郡売木村四一九の五七五から四一九の五七七まで

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　保安林の所在場所　長野県飯田市上村七〇の一、七五の一、七五の七、下伊那郡阿南町字和合一九七、四九九、七七三、泰阜村六一一五の一、六一一六の六、六一一七の一、六一一七の二、六一一七の一三、六一三七の三、六一三七の一二、六一四〇の一、六一四三の二、豊丘村大字河野五三八一の一、七二二九の三〇三

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上村七〇の一、七五の一、七五の七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに飯田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十九年三月十九日

農林水産大臣　松岡　利勝

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町吾妻四四九二の三から四四九二の五まで、四四九二の八から四四九二の一三まで、四四九二の一八、四四九二の一九、四四九二の二六、四四九二の二八、四四九二の三七から四四九二の四三まで、四四九二の四五、四四九二の四七、四四九二の五二、四四九三の一、四五三〇の一、四五三〇の四、四五三一の一、四五三一の二、四五三一の三、四五三一の九、四五三一の一三、四五三一の一四、四五九〇の四、四五九〇の八、四五九〇の一四、四六〇七の五、木曽町新開五〇七〇のイ、五〇七〇のロ、五一一六の一、五一一七から五一二〇まで、五一二一の一から五一二一の四まで、五一二六、五一二七の一、五一二七の二、五一三一、五一三